



島根県報

平成17年 9 月 6 日 (火)
号外 第 88 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県用品等取扱規則の一部を改正する規則

(会 計 課)

公布された条例等のあらまし

島根県用品等取扱規則の一部を改正する規則 (規則第105号)

1 規則の概要

複写機の借入れに関する事務について警察本部及び地方機関を対象とすることとした。(第 2 条・第14条・第15条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県用品等取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 9 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第105号

島根県用品等取扱規則の一部を改正する規則

島根県用品等取扱規則 (平成13年島根県規則第41号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「会計課長」の次に「、隠岐支庁長又は総務事務所長 (以下「会計課長等」という。) 」を加え、同条第 6 号中「会計規則」を「第 8 条、第11条及び第14条に規定する場合を除き、会計規則」に改める。

第14条中「知事の権限の一部を島根県教育委員会教育長に委任する規則第 7 号の規定により教育委員会教育長」を「契約に関する行為を部局の長に委任する規則第 2 号、知事の権限の一部を島根県教育委員会教育長に委任する規則第 7 号又は知事の権限の一部を島根県警察本部長に委任する規則第 7 号の規定により部局の長に委任された行為又は教育委員会教育長若しくは警察本部長」に、「会計課長」を「会計課長等」に改め、「当該行為は」の次に「、部局の長」を、「教育委員会教育長」の次に「又は警察本部長」を加える。

第15条中「会計課長」を「会計課長等」に、「 (警察本部を除く。) 」を「又は関係する部局」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

